

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年10月22日（金） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	13名 27名
欠席委員	都築英治委員、杉浦泰昭推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、市川主査、細井主査 曾我主事、石川主事	
議事録署名者	5 岩井 和男 委員 12 中尾 充紀 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 8 岩井 和男 委員 1 2 中尾 充紀 委員

また、欠席者は 2 都築 英治 委員 2 2 杉浦 泰昭 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第38号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第38号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号32～38の計7件です。申請内容は、売買が7件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが5件、農耕に精進するためが2件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが3件、生活資金充当のためが2件、耕地遠隔等耕作不便のためが1件、高齢により耕作が困難なためが1件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

補足ですが受付番号37の方は受人耕作面積と申請面積を合わせても50aに満たないですが、議案の受人耕作面積の32aの実際の面積は3,242.60㎡ですので、申請面積と合わせると50aを満たしますので、下限面積要件に問題はございません。

申請面積につきましては、田 16,286㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第39号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第39号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号108から118までの11件です。転用行為別に見ますと、精米機・駐車場が1件、駐車場が4件、農業用倉庫が1件、資材置場が1件、分家住宅が4件です。面積につきましては、畑2,785.72㎡です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多く、1,000㎡を超える案件もないため、案件説明および資料の配布はございません。

いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令の手続がされていることを確認しており、農地法の許可要件を満たすものと考えております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、10月15日に、杉浦和彦委員と鶴田晃康委員にご同行いただきまして、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第40号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第40号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号26の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田7,553㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画等について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸し手と借り手の調整を行い、市が計画を立て、農業委員会の審議を経て、市が公告を行うことにより利用権が設定されるものです。

今回の計画は、農地中間管理事業による利用権設定を行うものです。安城市では、通常4月15日付けまたは6月15日付けで農用地利用集積計画の公告し、農地中間管理事業による利用権設定を行いますが、必要性が生じた際は、随時公告を行います。

今回は、経営体育成基盤整備事業安城荒井地区において農地の集積集約化を行うために権利設定を行います。

それでは、議案1頁目の「令和3年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和3年11月15日公告分」をご覧ください。

今回の計画では、新規に設定する面積が、13,710㎡です。

農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、11月15日付けで公告させていただきます。

2頁目以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第42号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5第42号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の

規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和3年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの農用地利用配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとされておりますのでご審議をお願いします。

今回は、経営体育成基盤整備事業矢作中部安城地区における耕作者の集約を進めるための権利の移転となります。

権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっています。集計表の一番下をみていただきますと合計が記載されております。権利の移転をする農地の面積の合計は、3筆、5,813㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第10号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第10号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号22の1件です。転用行為の概要は、駐車場の設置です。面積は、畑291㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号87から92の6件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が3件、公衆用道路の設置が1件、分譲宅地の建築が1件、建売住宅の建築が1件です。面積は、畑1,855㎡となっております。

続きまして、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、24件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。

面積は、田 99,483.2㎡、畑 14,169㎡の合計 113,652.2㎡です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号376から389の14件です。解約事由別にみますと、労力不足のためが2件、売却するためが6件、高齢により耕作困難のためが2件、自作するためが1件、規模縮小のためが2件、転用するためが1件です。面積は、田 23,443㎡、畑 484㎡の合計 23,927㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号3、4の2件です。改良の種別としましては、湿田のかき上げをし、耕作しやすくするためが1件、田畑転換1件です。面積は、田 2,695㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石川主事から次のとおり説明があった。

不耕作地・違反転用農地の指導についてご説明申し上げます。先月の農業委員会にて、指導の必要のある不耕作地・違反転用農地を決定しました。そしてそれらの指導対象農地に対して、10月1日付けで指導文書を送付させていただきました。

これを踏まえまして、不耕作地の所有者に対する指導ですが、10月29日（金）を是正期限として通知文を送付させていただいております。また、指導文書と合わせて利用意向の確認書を同封させていただいております。その結果本日までに返答のあった利用意向確認書の内容と、地権者から事務局へあった相談内容等について取りまとめを行い、皆様には担当区域ごとにリストとしてお渡しさせていただいております。リストは、不耕作地があった地区の方のみ茶封筒を配付させていただいております。その中に入っております。

では、今後のことについてご説明いたします。はじめに、11月に再び現地調査を行っていただきます。この現地調査につきましては、利用意向確認書の返答のあるなしに関わらず、すべての不耕作地の確認をお願いします。そして、現地調査の結果、現場が改善されていない農地につきましては、電話や訪問等による直接指導をお願いします。是正指導を行っていただくに当たりまして、土地所有者又は連絡先が不明な場合や、市外在住者で指導が難しい場合などありましたら、事務局において可能な限りの情報収集を行い、協力をさせていただきますの

で、事務局へご相談ください。

なお、利用意向確認書に対して貸付又は売却を希望と返答があった地権者に対しては、こちらから別途、貸付方法や売却方法等の通知を11月初旬に送付させていただく予定です。借り手や買い手が見つかるまでは、あくまでご自身で管理をしていただかないといけないということを明記しています。今後指導を進めていく中で、具体的に売却や貸付の話があった場合も、事務局へご相談くださいますようお願いいたします。

指導方法につきましては、定例会資料1ページ資料1をご覧ください。不耕作地所有者に対する指導方法について記載をさせていただいています。不耕作に至った経緯や、今後の意向確認等をしていただき、適切な指導をお願いします。指導後は、3ページにあります報告書に指導結果を記載して、次回11月開催の農業委員会でご提出ください。指導を行った日付は、実際に地権者に指導した日以外でも、時間を作って訪問したが会えなかった場合等も含めて記載をお願いします。合わせて、指導を行うのにかかった時間も併せてご記入をお願いします。また、報告書の中に「通知要否」とあり、「要・否」とありますが、この報告書をもとに12月に事務局でも現地調査を行い、改善が見られない農地につきましては、1月に再度指導文書を送付します。その際に再度指導文を通知すべきかどうかの意見を記入していただく箇所となっております。こちらの報告書につきましては、現地調査後草が刈られており、指導をしていない農地についてもその旨ご記入をお願いいたします。

また、違反転用農地につきましても、農振除外や農地転用の見込みのある場合もございますので、指導方法について担当職員と打ち合わせの上、指導のご協力をお願いします。

違反転用について、事務局に問い合わせのあった町の担当委員の方につきましては、不耕作地と同じように、対応履歴を記載した「違反転用農地リスト」を入れさせていただきましたので、参考にしてください。

本日会議前に追加で違反転用農地の報告書を配布させていただきました。該当のない委員は提出していただかなくて結構です。

なお、今後の確認や指導及び報告は、すべての委員が行うものではなく、本日茶封筒をお渡しさせていただいた方のみになります。お手元の茶封筒の中には、担当区域の不耕作地リストと、現地確認をしていただくためのA4の地図と、「不耕作地指導に関する報告書」とその記入例を入れております。不耕作地リストの右のほうに「対応履歴」「利用意向希望」とありますが、「対応履歴」は指導文書を送付後、事務局の方に何かしら反応があったことなどについて記載してあります。また「利用意向希望」には、指導文書と一緒に送付した利用意向確認書について、返信があったものについて記載してあります。

「対応履歴」「利用意向希望」の欄が空欄になっているものについては、指導文書送付後、事務局の方に電話などもなく、利用意向確認書の返信がない農地になります。

次に、A4の地図ですが、地図の中でピンクマーカーで着色してある箇所が該当の不耕作地です。来月の農業委員会で「不耕作地指導に関する報告書」と地図と違反転用農地の指導に関する報告書のご提出をお願いします。改善指導につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員のどちらかの方に指導をしていただければ良いので、各担当区域で分担していただいても構いません。もちろん、一緒に指導をしていただいてもかまいません。改善指導を行わなかった方や、担当区域に指導対象農地がなかった方等は、ご提出いただかなくて結構です。

また、夏に現地調査を行っていただいた際の地図を事務局に返却していただいたと思いますが、もしそちらを使って調査したい方がいらっしゃいましたら、地図をお返ししますので、お申し付けください。

また、指導をする中で、様々なケースが想定されると思いますので、何かあればいつでも事務局の方に個別でお問い合わせください。

最後になりますが、安城市内の農地の適正管理の為、日頃より大変ご尽力していただいておりますが、引き続きお力添えをよろしく願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

では、1 粘土採掘場の現地調査について(資料2)についてです。5 ページ、資料2をご覧ください。

安城市内では従来から、農地法第5条の許可により農地を一時的に転用して、粘土採掘業者による粘土の採掘行為が各地で行われてきております。これは主に、高浜市で生産されている三州陶器瓦の原料となる粘土を採取するために行われているものですが、こうした粘土採掘の現場が、「3」のところにありますように、10月22日現在では、市内に15箇所、総面積で119,000㎡余りございます。

そして、粘土採掘場というのは元々、地面に深く穴を掘る必要があるなどの構造上、管理の仕方によっては非常に危険を伴うものであるため、当農業委員会では、一転用許可後の市内の粘土採掘現場における事故防止や、適切な現場管理が行われているかなどを確認することを目的としまして、春と秋の年2回、現地調査と必要な指導を実施することとしております。よって、今回は令和3年度の秋の部としまして、11月17日水曜日の、午後1時半から4時半までの日程で実

施する予定でございます。

次に、この調査は毎回、いくつかの班に分かれて現場に出向く方法を採用しておりますので、各班の班長として、農地利用最適化推進委員の中から数名の方にご参加をいただいております。今回は、担当区域付近に粘土採掘現場が多く、今後許可申請にかかわる可能性が高いであろうということを考慮しまして、鳥居英持推進委員、榊原三佐夫推進委員、鈴木 修推進委員の3名の方に、すでに担当からその旨のお願いをさせていただいております。

なお、通常はほかにも、安城警察署、明治用水土地改良区などの職員にもご参加をしていただき、ひと班につき5人程度の編成で調査を行っておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、推進委員と事務局以外に愛知県の職員にご参加いただき、少人数の班編成で実施させていただきます。また、通常は西三河粘土協同組合の採掘業者の代表者にも調査班に同行していただいているところですが、今回は同様の観点から、参加を見合わせていただきました。

次に、調査事項といたしましては、「5」のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況、周辺農地への影響等でございます。

調査の終了後は、参加された推進委員、愛知県、事務局で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくこととなります。その結果につきましては、12月の農業委員会で報告させていただく予定です。

なお、今回この秋の現地調査でございますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、多数で現地調査を行うことが不相当と考えられる場合には、会長の了承を経て、参加者を減らして実施する可能性もありますので、ご了承ください。

続きまして、2 デンパーク年間パスポートの購入あっせんについて連絡いたします。本市の貴重な観光資源であるデンパークの入園者数の増加に資する取組の一環として、年間入園パスポートの購入をあっせんさせていただきます。今月の定例会開催通知とともに申込書を事前に送付させていただきましたので、購入を希望される委員の方につきましては、所定の事項を記入の上、本日の会議終了後までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、料金につきましては、前年と同額で、個人パスポートが2,800円、家族パスポートが6,800円です。代金は、来月の農業委員会の際に、パスポートをお渡しするのと引き換えに、現金で集金させていただきますので、購入される方はお手数ですが、お釣りのないようにご用意くださいますようお願いいたします。

次に、3 次回予定についてですが、11月22日（月）午後 1時30分
から第6会議室にて運営委員会を、午後2時30分より、第10会議室にて定
例会を開催いたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時00分、議長は閉会を宣する。